

第2次垂井町健康福祉総合計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

人口減少・少子高齢化が進展し、家族規模の縮小や地域社会の希薄化が進む中、社会的孤立、引きこもり、介護や困窮など複合的な問題を抱える世帯が増加し、分野別での対応が難しくなってきたことから、福祉や健康に関する各計画間を横断的に対応し、共通する施策や事業を明確にするため、令和3年に「垂井町健康福祉総合計画」を策定した。このたび、計画期間の終了に伴い、次期計画となる「第2次垂井町健康福祉総合計画」（計画期間：令和9年度～令和14年度）を策定する。

本実施要領は、当該策定業務の委託にあたり、高度な専門知識や技術等を活用し、当町の特性に沿った計画策定提案を受けるために、提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価する公募型プロポーザル方式により、最も適切な者を本業務の受注者として選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

第2次垂井町健康福祉総合計画策定業務

- ・第4期垂井町地域福祉計画
(地域福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画)
- ・第10期いきがい長寿やすらぎプラン21
(老人福祉計画、介護保険事業計画、認知症施策推進基本計画)
- ・第5次垂井町障がい者計画
(障害者計画)
- ・第8期垂井町障がい福祉計画・第4期垂井町障がい児福祉計画
(障害福祉計画、障害児福祉計画)
- ・第4次健康日本21たるい計画
(健康増進計画、食育推進計画、母子保健計画、自殺対策計画)

(2) 発注者

垂井町

(3) 業務内容

別添「第2次垂井町健康福祉総合計画策定業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(5) 委託料

契約限度額 20,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和7年度：9,300,000円

令和8年度：10,800,000円

※各年度において、上記の金額を超えないものとする。

3 プロポーザルに係る事項

(1) 名称

第2次垂井町健康福祉総合計画策定業務プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(2) 募集方法

公募型プロポーザル

(3) 審査方法

審査は、町が別で定める委員により組織された「第2次垂井町健康福祉総合計画策定業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が、提出書類及びプレゼンテーションの審査を経て、最適な受注候補者を選定するものとする。

(4) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、最適な受注候補者を選定するため、本業務における具体的な取組方法について提案を求めるものである。本業務は、契約締結後に企画提案書に記載された内容を反映しつつ、発注者と協議のうえ着手するものとする。

(5) 事務局

垂井町役場健康福祉課高齢福祉係

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11

電話 0584-22-7504（直通） FAX 0584-22-5180

E-mail : kenkou@town.tarui.lg.jp

4 プロポーザルの日程

(1) プロポーザル実施要領等の配付	令和7年6月26日（木）
(2) プロポーザルに係る質問書の提出期限	令和7年7月 4日（金）
(3) 参加表明書等の提出期限	令和7年7月11日（金）
(4) 企画提案書等の提出期限	令和7年7月25日（金）
(5) ヒアリング・審査・受注候補者の選定	令和7年8月 8日（金）
(6) 審査結果通知	令和7年8月13日（水）まで

5 プロポーザルの事務手順

(1) プロポーザル実施要領等の配付

ア 配付期間

令和7年6月26日（木）から令和7年7月11日（金）まで

イ 配付場所

事務局の窓口又は垂井町ホームページからダウンロードすること。

なお、事務局での配付は、午前9時から午後4時まで（土曜、日曜及び祝日は除く。）とする。

ウ 配付書類

(ア) 第2次垂井町健康福祉総合計画策定業務プロポーザル実施要領

(イ) 様式集

(ウ) 第2次垂井町健康福祉総合計画策定業務仕様書

(2) 参加表明書の受付

ア 参加表明書

プロポーザル参加希望者は、「参加表明書」(様式1)及び「企業概要書」(様式2)を作成し、次のとおり提出すること。

イ 参加表明書の提出先及び方法

(ア) 提出先

事務局

(イ) 提出期限

令和7年7月11日(金)午後4時必着

(ウ) 提出方法

持参、簡易書留郵便による郵送又は電子メールとする。

ただし、持参の場合は、午前9時から午後4時まで(土曜、日曜及び祝日は除く。)とする。

(エ) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、令和7年7月18日(金)午後4時までに、任意様式で「辞退届」を提出すること。

(3) 質問書

参加表明書提出者からのプロポーザル等に関する質問は、次により電子メールで受け付ける。

ア 受付期限

令和7年7月4日(金)午後4時まで

イ 電子メールの件名

「第2次垂井町健康福祉総合計画策定業務プロポーザルに関する質問」とすること。

ウ 提出方法

質問書(様式3)に記載し、電子メールに添付して提出すること。

エ 提出先

E-mail : kenkou@town.tarui.lg.jp

オ 質問に対する回答

回答は、令和7年7月8日(火)に垂井町ホームページにて公開する。

(4) 提出書類

ア 企画提案書(A4版縦使いとし、紙面構成は自由とする。)

次の内容について、明瞭に記載すること。(任意様式)

①仕様書に掲げる目的を達成するための計画策定に際しての基本的な考え方や企画のポイントをわかりやすく記載すること。

②仕様書には明記されていないが、今回の業務を進めていくうえで、より効果的と思われる内容があれば記載すること。

③仕様書の内容に基づき、それを実現するための方法、スケジュールを記載すること。

イ 同種業務実績書（様式４）

ウ 配置予定担当者調書（様式５）

エ 業務参考見積書（消費税込）

①仕様書の業務内容の内訳が分かるように見積もること。

②総額の内訳として令和７年度と令和８年度の各小計が分かるように見積もること。

（５）提出部数（左綴じＡ４版とすること）

アから順番に揃え、白紙の表紙を加えて、左部上部を１点クリップ止めとし８部提出すること。

（６）提出期限

令和７年７月２５日（金）午後４時まで

（７）提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留郵便とし、期限までに到着するよう発送すること。）

（８）審査

ア 第１次審査

（ア）審査委員会（３名以上）は、参加表明者から提出された参加表明書及び提案を別に定める評価基準に基づき書類審査を行い、５者を上限にヒアリング要請者を選定する。

なお、参加表明者が５者以下の場合は、すべての参加表明者をヒアリング要請者とする。

イ 第２次審査

（ア）ヒアリング要請者を対象に、プロポーザルを用いてヒアリングを実施し、内容を総合的に評価した上で、受注候補者を選定する。

（イ）ヒアリングの日時及び場所

① 日時 令和７年８月８日（金） 午後１時から（予定）

② 場所 垂井町役場庁舎２階会議室けやき（予定）

なお、ヒアリングの詳細については、ヒアリング要請者を対象に後日別途通知する。

（ウ）ヒアリング内容等

① ヒアリングに求める内容は、提案を補足するプレゼンテーション及び審査委員会委員からの質疑応答とする。

② ヒアリング会場への入場者は、１提案者３名以内とし、プレゼンテーションの時間は２０分以内、その後の質疑応答は１０分程度とする。

- ③ プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順に行う。
- ④ ヒアリングは、非公開とする。
- ⑤ パワーポイント等を使用した説明は認めるが、使用する説明資料は事前に提出された提案の内容のみとし、資料の追加配布や差し替えは認めない。
- ⑥ ⑤において、スクリーン及びプロジェクターは当方で準備するが、パソコンは各自で準備すること（必ず使用しなければならないものではない。）。

(9) 受注候補者の選定

- ア 審査委員会は、別紙の評価基準の評価得点の高い者から順位を定め、最高得点を得た者を受注候補者として選定する。
- イ 評価得点が同点となった場合は、審査委員会委員長の評価得点が上位の者を受注候補者として選定する。

(10) 審査結果の発表

ア 第1次審査（書類審査）

参加表明者が5者を超え、第1次審査を実施した場合のみ、令和7年7月31日（木）（送信予定）に、すべての参加者に電子メールにより通知する。

なお、電話、電子メール等による結果の問い合わせには、一切応じない。

イ 第2次審査（ヒアリング）

令和7年8月13日（水）までに、すべての参加者に書面により発送し、通知する。

なお、電話、電子メール等による結果の問い合わせには、一切応じない。

(11) 評価基準

評価項目、評価事項、配点については、別紙のとおりとする。

6 経費の負担

参加表明書及び提案の作成に要した費用、旅費その他プロポーザルの参加に要した一切の経費は、参加者の負担とする。

7 本業務委託契約

審査により決定した受注候補者を本業務の随意契約に係る見積徴取の相手方とするものとし、詳細な業務内容及び契約条件について、発注者と協議・合意したのちに委託契約を締結する。

ただし、受注候補者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合については、次点者を見積書徴取の相手方とするものとする。

なお、契約締結時までに、垂井町競争入札参加資格に係る指名停止措置要領の規定に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を締結しないこととし、この場合、垂井町は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

8 その他

(1) 失格

- ア 提出書類に虚偽の記載をした者
- イ 提案に提案者が判別できる暗号、記号などを表示した者
- ウ プロポーザル実施要領で与えられた諸条件に違反した者
- エ プロポーザル実施要領に定める手続き以外で、審査委員又は関係者から直接又は間接を問わず、本プロポーザルに関する連絡を求めた者又は援助を受けた者

(2) その他

- ア 本提案において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法によるものとする。
- イ 提出書類は、受注候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ウ 提出された提案等は返却しない。
- エ 電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- オ 審査結果については、審査内容に関する問い合わせ、異議申立て等には一切応じない。

別紙

Ⅰ 評価基準

評価項目		評価事項	配点
業務執行能力 (20 点)	同種業務実績	本業務と同種する業務実績を有しているか。	5
	作業工程	具体的で現実的なスケジュールとなっているか。	5
	事業費の妥当性	事業費の積算は妥当で、価格の点で優れた提案となっているか。 $\frac{\text{提案者最低見積金額}}{\text{当該提案者見積金額}} \times 10$	10
企画提案内容 (80 点)	実施指針	各計画において国や県の動向や指針を踏まえた提案となっているか。特に重視すべきと思われる視点について、論旨が明確であるか。	10
	町の実情把握（現計画の改善提案などを含む）	本町の実情を踏まえ、今後解決すべきと思われる課題を把握した提案（現計画に対する改善提案などを含む。）となっているか。	30
	アンケート分析・活用	地域課題の有効な把握手段であるアンケート結果の分析や活用手段の提案はあるか。	20
	計画実現性	計画の進行管理に関し、現実的かつ効果的な提案となっているか。	20
合 計			100

2 配点基準

評価	配点基準			
最も優れている	5	10	20	30
優れている	4	8	15	23
普通	3	5	10	15
やや劣っている	2	2	5	8
劣っている	0	0	0	0